

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	109 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	84 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	67 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	46 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月及び同年8月  
私の妻は、私の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年5月に払い出されており、申立人は、同年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は2か月と短期間である。

また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立期間当時居住していた市の納付方法と合致していること、納付したとする金融機関は当時開設され、保険料の収納を取り扱っていたこと、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情をも含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 6700

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区の集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 37 年 12 月に払い出されており、申立人は、同年 4 月から厚生年金保険に加入する前の平成 6 年 12 月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、区の集金人に保険料を納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた区では、申立期間及びその前後の期間を通じて集金人による収納方式を採っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、夫、義母と一緒に国民年金に加入した。将来年金がもらえるか不安で、すぐには国民年金保険料を納付しなかったが、申立期間の保険料についてはさかのぼってまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 1 月以降 60 歳到達時まで、申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申請免除であった期間のうち一部の期間の保険料について追納しており、申立期間は 12 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和 36 年 12 月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳により、37 年 7 月に申立期間直後の同年 4 月から同年 6 月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点で、申立期間は、保険料の過年度納付が可能な期間であり、申立人は、集金人に勧められてさかのぼって保険料をまとめて納付するに至った経緯、経済的事情による申立期間後の一部期間の未納理由等の納付状況等について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から39年3月まで  
② 昭和61年4月から同年6月まで

私の妻の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、妻が私の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和39年9月に払い出されており、申立人は、同年4月以降、申立期間②及び60歳到達前1か月を除き国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①のうち昭和37年7月から39年3月までの期間については、上記の手帳記号番号払出時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人の保険料を納付していたとする妻が納付書により納付したとする方法は、過年度保険料の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の期間の保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、申立人の妻は当該期間の保険料が納付済みになっている。

さらに、申立人の妻が納付したとする区の出張所及び金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和37年3月から同年6月までについては、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から42年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年8月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区の出張所で納付してきた。また、区の出張所で保険料をさかのぼって納付すると将来年金額が増えると聞き、さかのぼって納付したことも覚えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年7月から42年8月までの期間については、申立人は、申立期間直後の42年9月から51年12月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料をすべて納付しており、また、当該期間は、制度上強制加入期間であり、申立人がさかのぼって納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から40年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする時期の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された42年9月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から42年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月及び同年3月

私は、婚姻に伴う医師免許証の氏名変更手続のため、平成14年7月ごろに区役所へ行った。その際に国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月以降申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は2か月と短期間である。また、オンライン記録では、14年5月に厚生年金保険の資格喪失に伴う最初の加入勧奨が行われたと記録されており、最初の加入勧奨後4か月経過しても資格取得手続が行われなかった場合に行うこととされている最終加入勧奨の記録がないことから、同年5月から9月までの間に、再加入手続を行ったことが推認でき、同年7月ごろに国民年金の再加入手続を行ったとする申立人の説明と合致する。さらに、税務署が保管する申立人の平成14年分の所得税の確定申告書に記載されている国民年金保険料支払額は、当該年の厚生年金保険期間及び共済組合期間を除く期間の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月、9年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から 63 年 10 月まで  
② 平成 3 年 3 月から 5 年 9 月まで  
③ 平成 7 年 2 月及び同年 3 月  
④ 平成 9 年 1 月から同年 8 月まで

私は、20 歳になった昭和 56 年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。その後、就職した会社を退職するなど、厚生年金保険の加入資格を喪失した時には、国民年金への切替手続を行い保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④のうち平成9年1月から同年3月までの期間については、申立人は、当該期間の間の国民年金保険料を納期限内に納付しており、当該期間は2か月及び3か月とそれぞれ短期間である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時居住していた区の納付方法と合致する。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間③当初の7年2月に払い出されている。さらに、申立人は、申立期間④直前の国民年金保険料を、納期限内に納付しており、9年1月から同年3月までの保険料の納付書についても、8年12月まで居住していた区において平成8年度当初に交付されていたと考えられることを踏まえると、同年度中である当該期間についても、当該納付書により保険料を納付したと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間①、②及び④のうち平成9年4月から同年8月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①及び②につ

いては、申立人は国民年金加入手続の場所、保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧であり、申立期間①当初に納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と大きく相違する。また、申立期間①当時婚姻していた申立人の妻は、厚生年金保険加入期間を除き保険料が未納となっている。

さらに、申立期間④のうち平成9年4月から同年8月までの期間については、保険料の納付時期、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する年金手帳には、当時居住していた住所が記載されていないため、住所変更手続の状況が不明であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された7年2月時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月、9年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から51年3月まで

私は、当時住んでいた区で集金人に国民年金保険料を納付していた。途中で付加保険料も納付したいと申し出たが応じてくれなかったことも憶えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和51年2月及び同年3月については、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は51年2月に国民年金に任意加入していることが確認でき、当該期間直後の51年4月から60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付しているなど、任意加入直後の当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち昭和40年1月から51年1月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人が居住していた区では、当該期間のうち45年7月までの間は印紙検認方式による保険料の収納が行われていたが、申立人は、当時国民年金手帳で印紙検認を受けた記憶はないと申述していること、申立人は48年3月に転居しているが、転居後当時の住所変更手続や保険料の納付についての記憶が曖昧であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、上記のとおり51年2月に任意加入をしているが、任意加入の場合には、制度上、保険料を加入時からさかのぼって納付することはで

きず、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶がないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年5月まで  
② 昭和49年2月から52年9月まで  
③ 昭和53年10月から同年12月まで

私は、昭和47年に厚生年金保険適用事業所を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年1月時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号の払出時点では、申立期間①の全期間及び②の大部分の期間は、特例納付以外には時効により保険料を納付することができない期間であるが、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 8 月ごろに、区役所出張所で国民年金の加入手続を行った際、区の職員に勧められて付加保険料の納付を申し込み、金融機関で納付書により付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した申立期間当初の昭和 50 年 8 月から申立期間直後の 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者資格に切り替えるまで国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の夫が厚生年金保険の資格を喪失した平成 12 年 4 月には第 1 号被保険者資格への切替手続を適切に行い、60 歳に至るまで保険料をすべて納付している。また、申立人は、国民年金に任意加入した際に、付加保険料の納付を申し込むに至った経緯を具体的に説明しているとともに、申立期間当初及び第 3 号被保険者となる直前に納付したとする保険料の金額は、当時の付加保険料を含めた保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年度のうち3か月及び 57 年4月から 58 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年度のうち3か月  
② 昭和 57 年4月から 58 年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。また、結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれており、申立期間②については、未納保険料を納付するようにとの通知があり、妻が夫婦二人分の保険料を一緒にさかのぼって一括で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金制度が発足した昭和 36 年度から 60 歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、3か月及び9か月とそれぞれ短期間である。また、申立期間①を含む 36 年度は、9か月分の保険料が納付済み、3か月分の保険料が未納とされているため、本来、申立人の被保険者台帳を特殊台帳として保存することとされているにもかかわらず、申立人の特殊台帳は保存されていない。さらに、申立期間②の前後の保険料は納付済みであり、オンライン記録では、昭和 59 年6月に申立期間②の過年度納付書と推認される納付書が発行されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 6717

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間については、未納保険料を納付するようとの通知があり、夫婦二人分の保険料を一緒にさかのぼって一括で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 11 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 12 か月と短期間である。また、申立期間の前後の保険料は納付済みであるとともに、申立人は、申立期間の保険料について夫婦二人分の保険料を一緒にさかのぼって一括で納付したと申し立てしているところ、申立人の夫のオンライン記録では、59 年 6 月に過年度納付書と推認される納付書が発行されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年3月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を両親の保険料と一緒に集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月ごろの時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるとともに、両親が申立人の保険料を集金人に納付していたとする申述は、当時、都の集金人が過年度保険料の収納を取り扱っていた状況と一致する。また、申立人の保険料を納付していたとする両親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 6719

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで  
私の妻は、結婚後、私の国民年金保険料を区の集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から 60 歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している上、申立期間は 12 か月と短期間である。また、申立人の妻が保険料を納付していたとする区の集金人は、当時、保険料の収納を取り扱っており、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年2月及び同年3月の付加保険料を含む国民年金保険料、63年5月及び同年6月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月から61年4月まで  
② 昭和63年2月及び同年3月  
③ 昭和63年5月及び同年6月

私は、申立期間①については、昭和60年2月ごろ、区役所で65歳まで国民年金に任意加入できる旨の説明を聞いて、その場で手続をして、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した。申立期間②及び③については、毎月、郵便局で付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はいずれも2か月と短期間であり、当該期間の前後の付加保険料を含む国民年金保険料は毎月定期的に納付されていることがオンライン記録により確認できる。また、申立人の、定額保険料及び付加保険料を常に一緒に納付した記憶、保険料の納付方法及び納付場所の記憶は具体的であり、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、昭和60年2月ごろに任意加入の再加入手続をしたと主張しているが、当該期間のうち60年5月から61年3月までの期間については、60歳以降の任意加入制度がなく、国民年金に加入できない期間である上、申立人は61年5月に任意加入していることがオンライン記録により確認でき、任意加入の場合には、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立人が当該

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月及び同年 3 月の付加保険料を含む国民年金保険料、63 年 5 月及び同年 6 月の付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から同年 9 月までの期間、61 年 3 月から同年 6 月までの期間及び 61 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から同年 9 月まで  
② 昭和 61 年 3 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、すべての期間について納付してきた。申立期間について妻の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び法定免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料は、当委員会の決定により納付記録の訂正が行われ、申立期間を含めすべて納付済みとなっている。

また、申立期間①及び③については、当該期間はいずれも 4 か月及び 3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は現年度納付されている上、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、当該期間は 4 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の過誤納処理において、保険料額不足により 61 年 3 月分の保険料が還付決議された 62 年 2 月時点では同月の保険料は過年度納付することが、また、当該期間のうち 61 年 4 月から 6 月までの保険料は現年度納付することが可能な期間であり、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的である

など、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から49年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から49年3月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、自分で国民年金の加入手続をした。加入の際、区役所の職員から過去2年間の未納分の国民年金保険料を納付できると言われ、送られてきた納付書により金融機関で保険料を納付した。以降は納付書が送られてきた都度、金融機関で、保険料を納付してきた。申立期間が保険料未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和47年10月から49年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された49年12月5日の時点では、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、直後の期間は納付済みである。また、申立人は、保険料をさかのぼって納付したこと、その契機、納付した期間、納付方法、納付場所等を具体的に説明しており、申立人が当時居住していた区では、加入受付時に過年度保険料納付の勧奨を行っていたとしているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、3か月と短期間であり、前後の期間は納付済みである。また、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められない上、申立人は、督促を受けた記憶も無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和45年9月から47年9月までの期間については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当

該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から49年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月から 56 年 9 月まで  
② 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に、区の出張所で、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間については、申立人は、会社に就職する前の 58 年 3 月に区の出張所で国民年金保険料をさかのぼって納付し、当該期間直後の保険料未納期間について厚生年金保険に加入することができると思っ納付をしなかったことを具体的に説明しており、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする区の出張所は当時現年度保険料のみ収納を取り扱っており、申立人が納付したとする 58 年 3 月時点で、当該区の出張所で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする 58 年 3 月時点で、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、当該区の出張所では、過年度保険料の収納を取り扱っていなかったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで

私は、16歳の時から実家の精肉店で働いており20歳になった時、父が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料が毎月の給与から天引きされていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、60歳以降も任意加入をして年金満額受給期間を満たしている。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年1月時点で、現年度及び過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である上、申立人の保険料を納付していたとする両親は、保険料を完納している。

さらに、申立人と同様に父親が給与天引きで保険料を納付していたとする弟妹も国民年金加入後20歳までさかのぼって保険料を納付しており、これらの状況からみて、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで

私は、昭和 36 年 4 月ごろ、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直後から厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 11 か月と短期間である。また、印紙を国民年金手帳に貼付してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする区の集金人は、保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私の義母は、時期は不明だが、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間については、申立人は、当該期間の直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、申立人の義母が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の義母が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年8月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金は、当時勤務していた会社又は母が加入手続をしてくれ、国民年金保険料は主に母が納めてくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 56 年 11 月に払い出されており、申立人は昭和 56 年度以降平成 3 年 12 月までの国民年金加入期間について、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付していること、当該期間は 3 か月及び 12 か月といずれも短期間であり、当該期間それぞれの前後の期間の保険料は納付済みであること、また、申立期間③については、昭和 61 年 8 月に申立人に対して過年度納付書が発行されたことがオンライン記録から確認でき、申立人はさかのぼって納付した記憶があることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及び申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続をしたとする母親から当時の加入状況等を聴取することができないため、当時の具体的状況が不明であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 11 月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別

の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 6741

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 6 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 56 年 6 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を前後の期間と同じように納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間は 9 か月及び 3 か月といずれも短期間である。

また、申立期間①及び②の前後の期間を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から同年9月まで

私は、区の集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和39年4月以降平成8年2月まで、申立期間及び9か月の厚生年金保険加入期間を除き、国民年金保険料をすべて納付（うち昭和42年4月から45年3月までの期間の保険料については、当委員会のあっせんに基づく納付済みへの記録訂正による。）している上、49年7月以降の保険料は大部分が前納であり、また、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていること、申立期間は4か月と短期間であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年度のうち3か月及び38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年度のうち3か月  
② 昭和38年4月から39年3月まで

私は、国民年金の制度が始まる昭和36年に妻の分と一緒に加入手続きを行い、国民年金保険料を二人分納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和36年4月から60歳になるまでの国民年金保険料をすべて納付しており、47年7月以降は付加保険料も納付している。

オンライン記録では、昭和37年度の月ごとの納付記録が無いが、未納期間が特定されていないが、申立人が所持する国民年金手帳の37年度の検認記録欄には、4月から12月まで検認印があり、1月から3月までは空欄となっていることから、オンライン記録において未納期間が特定されていない37年度のうちの3か月は1月から3月までと考えられ、それに続く申立期間②の検認記録欄も空欄となっていることから、申立人は、いずれの期間も現年度には保険料を納付していなかったと思われる。

しかし、申立人は、申立期間当時に保険料を集金人にさかのぼって納付した記憶があり、申立人が当時居住していた地域では、昭和37年度から、過年度保険料を収納するためにA県の集金人が訪問していたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA会管理下のB社における申立期間に係る船員保険被保険者の資格喪失日は昭和20年7月15日であることから、資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、120円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年7月15日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A会管理下のB社所有の輸送船に乗った昭和20年4月1日から同年7月15日までの加入記録が無い旨の回答をもらった。自分は、戦時海運管理令に基づき、A会管理下のB社に採用され、19年1月28日に同社所有の輸送船に乗った後いったん下船し、再び20年1月15日から輸送船に機関員として乗り、同船が撃沈される同年7月15日まで継続して乗船していたので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳を消失し、船員保険の加入記録を証明できる資料は保持していないとしているところ、オンライン記録により、昭和20年1月15日から同年4月1日まで、A会管理下のB社船員保険被保険者名簿に申立人の加入記録が確認できる。

また、C省D局から提出されたC船被害報告綴索引の「汽船 乗組員名簿」において申立人の甲板員としての乗船記録が認められるほか、社会保険事務局(当時)が保有するA会管理下のB社船舶別船員保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日が昭和20年1月15日、資格喪失日が不記載となっている加入記録が確認できる。

さらに、申立人から提出された昭和20年撮影とされる乗組員集合写真のほか、申立人の主張する乗船日(20年1月15日)から同年7月15日のE軍の攻撃並びに被弾負傷と救助による下船、その後の破片除去手術に至る詳細な供

述、及び当該供述に符合する町から提供された郷土研究者による資料における同年7月15日の輸送船の撃沈及び救助に係る詳細な記録から判断して、申立人は、同年1月15日から同年7月15日までA会管理下のB社に継続して勤務し、輸送船に機関員あるいは甲板員として乗っていたと認めることが相当である。

しかし、申立人の船員保険の加入記録を保管する社会保険事務局のA会管理下のB社船員保険被保険者名簿（書替簿）では、すべての被保険者について氏名欄、生年月日欄、職務欄及び標準報酬月額等級欄に記載はあるものの、同名簿における最も重要な記載項目である資格取得日及び資格喪失日欄の記載が無い。申立人については、書替日が昭和20年4月1日と記載されている一方、オンライン記録では申立人について補正された同年1月15日から同年4月1日までの加入記録が確認できると同時に、別途、社会保険事務局が保有するA会管理下のB社船舶別船員保険被保険者名簿では、申立人について、輸送船における資格取得日が同年1月15日、同船での資格喪失日不記載の加入記録が確認され、不自然である。

このため、A会の船員保険被保険者名簿に係る社会保険事務局の記録管理は適切であったとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務局の、A会の船員保険被保険者名簿における、申立人の船員保険の資格喪失日に係る記録は有効なものと認められず、申立人の明確な記憶及び町から提供された輸送船の撃沈・救助に係る詳細な記録から判断し、事業主は、昭和20年7月15日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員保険の加入記録を保管する社会保険事務局のA会管理下のB社船員保険被保険者名簿（書替簿）の記録から、120円（6級）とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から36年6月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び同僚の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和36年6月1日にA社B事業所からA社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和42年2月1日に、申立期間②について同社C営業所における資格喪失日に係る記録を43年4月1日に、申立期間③について同社D営業所における資格喪失日に係る記録を44年7月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万9,000円、申立期間②及び③の標準報酬月額をそれぞれ6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月1日から同年3月13日まで  
② 昭和43年3月21日から同年4月1日まで  
③ 昭和44年6月2日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間を含む昭和39年11月3日から45年7月1日まで継続して勤務しており、各申立期間の厚生年金保険料は控除されていたので、各申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社B営業所に勤務していた従業員の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和42年2月1日に同社E営業所から同社B営業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の従業員が、「申立人はほかの従業員と一緒にA社B営業所に異動してきた。」との供述から、社会保険事務所の記録によ

り確認できる、当該従業員の同社B営業所における資格取得日から、昭和42年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和42年3月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年4月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

申立期間③について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に同社D営業所から同社F営業所に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①、②及び③について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和28年7月2日に訂正するとともに、同社C事業所における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月2日から同年8月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。事業所間の異動はあったが、同期間も同社において継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和28年7月2日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和28年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主は、申立人のA社C事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日を昭和28年8月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立期間に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年6月26日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月26日から同年12月1日まで  
A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の取締役及び同僚の供述から、申立人が、同社及び関連会社であるB社（現在は、C社）に継続して勤務（申立期間はA社に勤務）していたことが認められる。

また、上記取締役は当時の資料は無く詳細は不明であるが、申立人は社員として継続してA社に勤務していたため、厚生年金保険料の控除はされていたはずであると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和32年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は昭和 32 年 4 月に火災により本社事務所を焼失したために資料は無く、当時の事情を知る者はいないことから不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務については、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年8月1日まで

A社には申立期間を含め継続して勤務していたが、同期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の次男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であったB社から提出された在籍証明書並びに各種人事記録及び当時の従業員の供述から、申立人が昭和26年4月1日から同社に勤務していたことが認められる。

また、B社では、当該期間の申立人の保険料控除について、資料は無く詳細は不明であるが、保険料控除はしていたと回答している。

さらに、A社において昭和26年4月1日に厚生年金保険の資格を取得した従業員によると、自身の同社での勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致しており、雇用形態により厚生年金保険への加入の差異は無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和63年11月28日に訂正し、同年11月及び同年12月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月28日から64年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和63年11月28日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及びB社からの回答書により、申立人は、昭和63年11月28日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和64年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、同社の商業登記簿謄本によると、同社は63年10月13日の設立時から法人格を有しており、複数の従業員が勤務していたことから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳兼所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付については不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていないと認め

られることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を平成16年12月27日は34万6,000円、17年8月10日は39万6,000円、18年7月20日は44万6,000円、19年7月10日は44万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月27日  
② 平成17年8月10日  
③ 平成18年7月20日  
④ 平成19年7月10日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の標準賞与額の記録が無い旨の回答を得た。賞与からの保険料控除が確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書により、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、当該賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間①については34万6,000円、申立期間②については39万6,000円、申立期間③については44万6,000円、申立期間④については44万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②、③及

び④に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 12 月 27 日、17 年 8 月 10 日、18 年 7 月 20 日及び 19 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①、②、③及び④の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る人事記録並びに厚生年金基金の記録から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和46年4月1日に同社本社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、平成4年9月から5年4月までの期間に係る標準報酬月額は、A社の事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

また、平成5年5月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、B社の事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月15日から5年5月1日まで  
② 平成5年5月1日から同年10月1日まで

A社及びB社に勤務した各申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、低額になっていることが判明した。A社及びB社では、同様な業務で勤務し、給与の支給総額は変わらなかったことを記憶しているので、各申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年10月1日の後の6年3月3日付けで、申立人の申立期間①の標準報酬月額が38万円から11万円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円とすることが必要である。

申立期間②においては、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年3月19日の後の同年7月13日付けで、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、22万円から9万8,000円にさかのぼ

って減額訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、B社における厚生年金保険の標準報酬月額について、A社と同様にB社においても営業職で勤務していたので、給与の報酬額は変わらなかったと主張している。

しかし、B社の当時の代表者は、営業職の給与支給額について、基本給に営業の歩合を加算した額を支給していたものの、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額については、基本給のみの報酬額で行っており、また、その保険料控除は、標準報酬月額から算出した額で行っていたとしている。

また、オンライン記録において、A社からB社に異動したとする申立人と同じ営業職である複数の従業員についても、申立人と同様にB社における標準報酬月額は、A社における資格喪失時の標準報酬月額より低い額であることが確認できる。

以上の事実から総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間： <申立期間>（別添一覧表参照）

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録を訂正することができなかった。標準賞与額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、<標準賞与額>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6599	男	昭和35年生		平成18年12月22日	2万円
6600	男	昭和42年生		平成18年12月22日	15万円
6601	男	昭和31年生		平成18年12月22日	15万円

## 第1 委員会の結論

A社B支社の事業主は、申立人が昭和27年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を、また、C社の事業主は、申立人が同年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年12月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、A社B支社に係る申立期間の標準報酬月額については、昭和27年1月から同年4月までの期間は6,000円、同年5月から28年4月までの期間は7,000円、C社に係る申立期間の標準報酬月額については、同年5月から同年10月までの期間は7,000円、同年11月から29年9月までの期間は3,000円、同年10月及び同年11月は4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から29年12月10日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支社の系列会社であったC社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、当該期間に勤務し、厚生年金保険料の控除があったことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社に昭和27年1月1日から29年12月10日まで勤務していたと申し立てているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、後に生年月日の日付が書き直された（昭和7年\*月\*日から同年\*月\*日へ）被保険者の記録が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録となっている。なお、当該被保険者の資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年5月1日であり、資格喪失日は29年12月10日と記載され、申立期間の一部の期間の記録となっている。

なお、C社の厚生年金保険の適用については、昭和28年5月1日であるが、同日に同社で被保険者資格を取得した従業員19名のうち18名が、親会社であり、かつ適用事業所でもあるA社B支社において、同日まで厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、当時、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、A社B支社が被保険者資格を継続させる取扱いを行っていたことが確認できる。

そこで、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人と同姓同名で生年月日の日付が相違する（昭和7年\*月\*日と記載）昭和27年1月1日から28年5月1日までの期間についての基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認された。

なお、これら両社の被保険者名簿で確認できる記録の厚生年金保険の記号番号は同一番号となっていることから、これらの記録は同一人の記録と推認される。

また、申立人がC社に勤務していた当時、A社東京本社D駐在所が同じ場所にあったが、当該駐在所の責任者は、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことを供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人と同姓同名で、生年月日の日付が相違している未統合の二つの厚生年金保険被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、A社B支社の被保険者名簿に記載されている当該未統合の記録から、昭和27年1月から同年4月までの期間は6,000円、同年5月から28年4月までの期間は7,000円とし、C社の被保険者名簿に記載されている当該未統合の記録から、同年5月から同年10月までの期間は7,000円、同年11月から29年9月までの期間は3,000円、同年10月及び同年11月は4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年3月から同年6月までは50万円に、同年7月から4年3月までは53万円に、同年4月から5年2月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から5年3月15日まで

社会保険事務所職員の個別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年9月7日付けで、4年1月から同年3月までは53万円が9万8,000円に、同年4月から5年2月までは20万円が9万8,000円に、それぞれ引き下げられ、さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月15日より後の同年3月16日付けで、3年3月から同年6月までは50万円が8万円に、同年7月から同年12月までは53万円が8万円に、4年1月から5年2月までは9万8,000円が8万円にそれぞれ遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げられていることが確認できる。

また、A社の代表取締役も、申立人と同時期に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人は、「当時、会社の資金繰りが悪く、会社を閉める半年ほど前から、代表取締役は銀行や債権者と交渉を行っていた。」と供述している。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の監査役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「社会保険関係の事務や決裁は代表取締役が行っていた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に参与し



ていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成4年9月7日及び5年3月16日付けで行われた訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年3月から同年6月までは50万円に、同年7月から4年3月までは53万円に、同年4月から5年2月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年5月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった厚生年金保険被保険者資格取得届の写しから、申立人のA社C支社における資格取得年月日は昭和44年4月1日であることが確認できる。

また、上記資格取得届に記載されている従業員5人のうち、社会保険事務所のA社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と記録が相違しているのは、申立人のみである。

さらに、申立人と同時期にA社D支社から同社C支社に異動していることが確認できる従業員6人の資格取得日は、昭和44年4月1日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者資格取得届の写しから、2万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年7月19日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は、平成21年9月に誤りに気づき、その後、社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成19年7月19日に支給された賞与に係る給与台帳から、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6605	男	昭和37年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6606	女	昭和47年生		平成19年7月19日	5万9,000円
6607	女	昭和53年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6608	男	昭和28年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6609	女	昭和30年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6610	女	昭和40年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6611	男	昭和43年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6612	女	昭和41年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6613	男	昭和47年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6614	男	昭和52年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6615	女	昭和43年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6616	男	昭和46年生		平成19年7月19日	10万8,000円
6617	女	昭和53年生		平成19年7月19日	9万8,000円
6618	女	昭和56年生		平成19年7月19日	4万9,000円
6619	女	昭和44年生		平成19年7月19日	11万8,000円
6620	女	昭和51年生		平成19年7月19日	9万8,000円
6621	女	昭和45年生		平成19年7月19日	5万9,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年6月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月14日から同年6月14日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった職歴証明書（B社が作成）、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答書から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和32年6月14日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年1月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月29日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、及びB社が保管する従業員に係る名簿等に基づく回答書等から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月28日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった職歴証明書（B社が作成）、及びB社が保管する従業員に係る名簿等に基づく回答書等から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店及び同社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人は、昭和36年5月28日にA社C支店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年6月1日に同社本店において同資格を取得していることが確認できる。上記職歴証明書等により、当時、同社本店においてD組合に異動したことが確認でき、申立人が記憶していた3人の同僚は、オンライン記録では、いずれも、同年6月1日に同社本店において同資格を取得するまでの期間、異動前の支店において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。このことから、申立人についても異動前の同社C支店における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 36 年 4 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和52年4月1日から平成11年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、A社に平成11年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており確認することはできないが、事業主が資格喪失日を平成11年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和34年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月7日から同年5月7日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社発行の在籍証明書等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年4月7日に同社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和46年7月1日から現在まで継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が管理する人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和55年2月1日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年12月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失届を昭和55年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が資格喪失日を同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係るA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和23年11月2日に、資格喪失日に係る記録を24年1月1日に、申立期間②に係る同社本社における資格喪失日に係る記録を25年12月5日に訂正し、それぞれ申立期間の標準報酬月額を申立期間①は7,800円、申立期間②は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については履行していないと認められ、申立期間②については明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月2日から24年1月1日まで  
② 昭和25年11月30日から同年12月5日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社発行の在籍証明書等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和23年11月2日に同社D事業所から同社C事業所に、24年1月1日に同社C事業所から同社本社に、また、25年12月5日に同社本社から同社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は昭和23年10月の社会保険事務所の記録から7,800円、申立期間②は25年10月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としているが、申立期間①については、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年11月及び同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、同社C支社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月22日から38年2月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが勤務は継続していたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同僚の供述並びに同社から提出された従業員名簿及び在籍証明書から判断すると、申立人が、申立期間においても同社に継続して勤務し（昭和38年2月1日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では、確認できる資料が無く、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月21日から51年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年2月21日に、資格喪失日に係る記録を51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50年2月から同年9月までは7万2,000円、同年10月から12月までは11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月11日から52年ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同営業所での給与からは社会保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から、申立人が申立期間のうち、昭和50年2月21日から51年2月ごろまでの期間において申立てに係る事業所に営業職で勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶している同一職種の上司及び同僚全員には、厚生年金保険の被保険者としての記録があり、オンライン記録により、申立期間当時、申立てに係る事業所において被保険者記録があることが確認できる複数の従業員は、当時、A社C事業所に勤務していた従業員はすべて正社員であり、全員が厚生年金保険に加入しているはずであると供述している。

さらに、当時の社会保険事務担当者は、従業員はすべて正社員であり、全員を社会保険に加入させ、保険料を控除していたと供述している。

加えて、上記の社会保険事務担当者が申立人と同じ業務に従事していたと記

憶している同僚全員については、オンライン記録により、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和49年11月11日から50年2月21日までの期間については、A社の事業主及び従業員等から申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる関連資料、供述等は得られなかった。

また、A社の社会保険事務担当者は、厚生年金保険と雇用保険の加入手続について、原則として同時に届出していたと供述しているところ、当該期間における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立期間のうち、昭和51年1月1日から52年ごろまでの期間については、申立人は国民年金に加入し、その保険料を納付した記録があると認められる。

このほか、申立人の昭和49年11月11日から50年2月21日までの期間及び51年1月1日から52年ごろまでの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和50年2月21日から51年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和50年2月から同年9月までは7万2,000円、同年10月から12月までは11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年2月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成5年3月31日まで勤務し、このことは雇用保険の離職年月日で確認できるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成5年3月31日まで勤務していたことが確認でき、申立期間当時の同社の経理・給与担当者は、同社においては、ほとんどの退職者は有給休暇を使い月末退社とし、厚生年金保険料は翌月控除であることから最終月の給与から2か月分を控除していたと供述していることから、申立人の平成5年3月の厚生年金保険料も控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年2月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成5年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月26日

平成18年7月26日に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。

A社は、平成21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年7月26日に支給された賞与に係る賞与一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）により、申立人は、53万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間

当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から同年11月22日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和49年11月21日まで勤務し、このことは在籍証明書で確認できるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保有する人事台帳及びA社の在籍証明書並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に昭和49年11月21日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に有給休暇を取得していた旨供述しているところ、B社の人事担当者は、「当時の取り扱いについては資料が無いので分からないが、現在は入社から退職まで厚生年金保険に加入させており、通常は、有給休暇中に資格を喪失させることはない。」と述べていることから、申立期間において、現在と異なる取り扱いをしていたと認める特段の理由は無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年7月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月28日から同年3月1日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社C支社から同社D支社へ異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る就業証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年3月1日に同社C支社から同社D支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合

を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成16年3月31日は46万5,000円、19年3月30日は90万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年3月31日及び19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は46万5,000円、申立期間②は90万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成16年3月31日は37万円、19年3月30日は86万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年3月31日及び19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は37万円、申立期間②は86万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成16年3月31日は27万円、19年3月30日は67万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年3月31日及び19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は27万円、申立期間②は67万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成16年3月31日は32万円、19年3月30日は75万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年3月31日及び19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は32万円、申立期間②は75万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成16年3月31日は35万5,000円、19年3月30日は71万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年3月31日及び19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は35万5,000円、申立期間②は71万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成16年3月31日は26万5,000円、19年3月30日は51万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年3月31日及び19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は26万5,000円、申立期間②は51万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成16年3月31日は22万円、19年3月30日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年3月31日及び19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万円、申立期間②は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成16年3月31日は24万円、19年3月30日は55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年3月31日及び19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万円、申立期間②は55万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成16年3月31日は21万5,000円、19年3月30日は49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年3月31日及び19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は21万5,000円、申立期間②は49万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を平成16年3月31日は20万5,000円、19年3月30日は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年3月31日及び19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は20万5,000円、申立期間②は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成19年3月30日の標準賞与額を46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年3月30日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、46万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年7月15日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和38年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月18日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から同年8月18日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和38年3月1日に同社に入社後、すぐにB出張所に配属され厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の社員名簿から、申立人が申立期間に同社B出張所に勤務していたことが認められる。

また、申立人の複数の元同僚は、「A社B出張所では、配属時から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述しており、申立人と同期入社した本社勤務の同僚4人は全員、昭和38年3月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社と同年代の元同僚の標準報酬月額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は資料が無いため不明としているが、社会保険事務所が厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の二度の機会にわたり、記録の処理を誤ることは考えられないことから、事業主から資格の取得及び喪失の届出は行われておらず、



その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 3 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月20日から同年9月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和61年7月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月5日から61年6月16日まで

② 昭和61年7月20日から同年9月15日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①については、給与明細書では、標準報酬月額が実際に支給の給与月額より低いので、記録を訂正してほしい。申立期間②については、当該期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社には、昭和61年7月20日から勤務し、給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出した給与明細書により、申立人は、A社に昭和61年7月20日から勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれ

か低い方の額を認定することになる。したがって、給与明細書における保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の加入記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和61年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた当該期間の標準報酬月額が不当に低すぎると申し立てているが、同社の当時の代表者は、申立期間①当時、同社は経営状況が悪いため厚生年金保険料の滞納があり、従業員の報酬月額は実際の給与支給額より低い額で届出していた旨供述している。

また、申立人から提出された申立期間①の給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額の記録と、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている当該期間に係る申立人の標準報酬月額の記録は一致していることが確認できる。

このため、事業主は、申立期間①の申立人の給与において、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成16年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた平成16年3月分の給与支払明細書から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書及びA社の回答書により、申立人は、同社に平成15年10月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び平成16年4月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出たと回答していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月1日から31年12月1日まで  
② 昭和34年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社本社に勤務した期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、いずれも同社に継続して勤務していたことに間違いはないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立てに係る事業所から提出のあった社内履歴書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し(A社本社から同社B事業所に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B事業所は、昭和34年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人と同時期に異動した同僚は、同日まで異動前の事業所において厚生年金保険被保険者記録が継続していることから、申立人についても、同社本社における被保険者資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和34年3月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当時の担当者が申立人に係る資格喪失日を誤って届け出たと思われると供述しており、申立てに係る事業所から提出のあった厚生年金被保険者台帳索引表の申立人に係る資格喪失年月日が昭和34年4月1日と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立てに係る事業所から提出のあった社内履歴書並びに事業主及び同僚の供述から、申立人が当該期間について申立てに係る事業所に在籍していたことは認められる。

しかし、申立てに係る事業所から提出のあった厚生年金被保険者台帳索引表には、申立人に係る資格取得年月日は昭和31年12月1日と記載されていることが確認でき、事業主は、申立人に係る資格取得の届出をオンライン記録どおりに行ったことがうかがえる。

また、事業主は、申立人に係る賃金台帳等が残っていないので、申立人の申立期間①に係る保険料控除の有無については不明としているほか、上述の同僚からも、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除がうかがえる旨の供述を得ることはできなかった。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案6666

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和58年3月26日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月26日から同年3月26日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和53年6月から58年3月までA社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員記録及びA社の事業主の供述から、申立人が申立期間についても同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人から提出のあった厚生年金基金連合会から申立人あての通知書、及びB厚生年金基金から提出のあったA社の厚生年金基金加入員番号払出簿には、申立人の同社における資格喪失日は昭和58年3月26日と記載されていることが確認できる。また、同社は、申立期間当時、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合への届出書は、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和58年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金及び昭和58年1月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成2年10月から3年9月までの期間は38万円、同年10月から4年9月までの期間は41万円、同年10月は44万円に訂正することが必要である。

また、申立人は申立期間のうち、平成4年11月30日から6年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から4年11月30日まで  
② 平成4年11月30日から6年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、資格喪失日以降も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は平成2年10月から3年9月までは38万円、同年10月から4年3月までは41万円と記録されていたところ、同年4月8日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、定時決定された部分を越え、2年10月から4年3月までの期間について



て28万円へと訂正されていることが確認できるが、申立人を含む複数の被保険者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を1年5か月分もさかのぼって提出することは通常考え難い。

また、当時の代表取締役は、「平成4年当時は経営状態が非常に悪く、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所と協議の上、標準報酬月額の減額等の処理に同意した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年4月8日付けでさかのぼって行われた訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該<sup>そきゅう</sup>訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該<sup>そきゅう</sup>訂正処理の結果として記録されている、申立人の2年10月から4年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、2年10月から3年9月までは38万円、同年10月から4年9月までは41万円に訂正することが必要である。

また、オンライン記録では、当初、申立人の平成4年10月の標準報酬月額は44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の5年1月7日付けでさかのぼって、28万円と引き下げて記録されていることが確認でき、申立人と同様に、平成5年1月7日付けで標準報酬月額がさかのぼって記録された者が複数名確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額の記録処理をさかのぼって行う合理的理由は見当たらず、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、申立期間当時の同僚が保管していた給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は平成6年10月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は申立期間②において適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本の記録から、申立期間においても法人格を有しており、常時従業員が勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、同僚が保管していた給与支払明細書及び給与所得の源泉徴収票における保険料控除額から、申立期間当時のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたことが確認できる。したがって、申立人の標準報酬月額についても、上記訂正処理前の平成4年10月のオンライン記録から44万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間②においてA社は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和26年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月16日から同年11月1日まで  
亡夫は、昭和23年4月1日から56年3月7日までA社に継続して勤務していたが、26年9月16日から同年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が作成している申立人に係る退職証明書及び労働者名簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年9月16日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤って届け出た可能性があり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと考えられると回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社C支店から同社本社への異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び当時のA社同期入社社員7名の供述、並びに雇用保険の加入記録から、申立人は、同社に継続して勤務（昭和53年9月1日に同社C支店から同社本社へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年7月のオンライン記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和53年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社D支社への異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述、B社から提出された人事発令記録及び在籍証明書から、申立人がA社に継続して勤務（昭和42年7月1日に同社C工場から同社D支社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年5月のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和42年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 6674

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、昭和57年2月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月31日から57年2月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が、無いことが判明した。申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和57年1月31日まで、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、昭和56年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人について、同日以降の57年4月22日に、56年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されているとともに、被保険者資格喪失日を、当初、57年2月1日と記載されていたものが、56年10月31日にさかのぼって訂正されている。

しかしながら、A社に係る当該訂正処理前の記録から、昭和56年10月31日において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同社を適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年10月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である57年2月1日であると認められる。

また、昭和56年10月から57年1月までの標準報酬月額については、申立人の同年10月の社会保険事務所の定時決定の記録から、26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成15年5月1日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人の賃金台帳から、申立人は、平成15年5月1日から同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成15年5月及び同年6月の賃金台帳に記載されている保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年11月25日、資格喪失日が51年10月25日とされ、当該期間のうち48年11月25日から49年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C事業所に係る資格取得日を48年11月25日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月25日から49年1月1日まで  
社会保険事務所（当時）の記録では、B社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年11月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年1月のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい



ては、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和49年1月1日から48年11月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月12日に届けており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年7月25日、資格喪失日が59年6月25日とされ、当該期間のうち53年7月25日から同年8月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C事業所に係る資格取得日を同年7月25日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月25日から同年8月25日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、B社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年7月25日にA社D支店から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年8月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和53年8月25日から同年7月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月12日に届けており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が49年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月25日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C事業所に係る資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月25日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、B社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月のオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和49年3月25日から同年4月1日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月12日に届けており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年7月25日、資格喪失日が51年5月25日とされ、当該期間のうち47年7月25日から同年8月26日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C事業所に係る資格取得日を同年7月25日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月25日から同年8月26日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、B社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年7月25日にA社D支店から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年8月のオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和47年8月26日から同年7月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月12日に届けており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年7月25日、資格喪失日が57年10月1日とされ、当該期間のうち55年7月25日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社に係る資格取得日を同年7月25日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月25日から同年8月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、B社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年7月25日にC社（現在は、B社）D事業所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年8月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい



では、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社に係る資格取得日を昭和55年8月1日から同年7月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年6月17日に届けており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成6年12月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年8月までの標準報酬月額が30万円、同年9月から同年11月までの標準報酬月額が36万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年12月20日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には平成6年12月20日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成5年11月21日から7年4月23日まで勤務していたことは確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人は、平成6年9月の標準報酬月額の随時改定の記録があるにもかかわらず、当該随時改定の記録の取消し及び被保険者資格を同年5月31日に喪失した旨の処理が、A社が厚生年金保険法の適用事業所でなくなった日(同年5月31日)の後の同年12月20日に、さかのぼって行われていることが確認できる。

また、A社は法人事業所であり、当該訂正処理前のオンライン記録からも6年5月31日において常時従業員が在籍していたことが認められることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

このため、社会保険事務所において、申立人の平成6年9月の標準報酬月額の随時改定の取消し、同年10月の標準報酬月額の定時決定の取消し及び同年5月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を、同年12月20日に、さかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正処理前の平成6年12月20日と認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記訂正処理前の記録から、平成6年5月から同年8月までの期間を30万円に、同年9月から同年11月までの期間を36万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年3月25日、資格喪失日が52年6月25日とされ、当該期間のうち44年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月25日から同年4月25日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年3月25日にA社D支店から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和44年4月25日から同年3月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年7月7日に届けており、申立期間の厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成17年12月8日については51万8,000円、18年7月18日については90万円、同年12月6日については85万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日  
② 平成18年7月18日  
③ 平成18年12月6日

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に対し、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できないとのことである。申立期間①、②及び③について、将来の年金給付に反映されるよう、同社の保険料納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、同社から、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険

給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は 51 万 8,000 円、申立期間②は 90 万円、申立期間③は 85 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 7 月 30 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成18年7月18日については30万円、同年12月6日については33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月18日  
② 平成18年12月6日

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間①及び②に係る賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できないとのことである。申立期間①及び②について、将来の年金給付に反映されるよう、同社の保険料納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、同社から、申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は30万円、申立期間②は33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業



主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年7月30日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額のうち、平成18年7月18日及び同年12月6日支給の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、同年7月18日については36万4,000円、同年12月6日については28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日  
② 平成18年7月18日  
③ 平成18年12月6日

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できないとのことである。申立期間①、②及び③について、将来の年金給付に反映されるよう、同社の保険料納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、同社から、申立期間②及び③に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付

及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間②及び③の標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額又は賞与額から、申立期間②は36万4,000円、申立期間③は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年7月30日にそれぞれ提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出し、厚生年金保険法第75条の規定により記録訂正は行われたものの、保険給付には反映されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、A社から提出された賃金台帳から、申立期間①については、厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていないことが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく保険給付の対象に該当しないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月6日

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間に係る賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できないとのことである。申立期間について、将来の年金給付に反映されるよう、同社の保険料納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、同社から、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額又は賞与額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年7月30日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格喪失日に係る記録を昭和56年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月1日から同年12月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A組合で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。私は、B社から、同組合に出向し、出向期間の満了とともに、同社に戻ったので、厚生年金保険の未加入期間はないはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A組合から提出された申立人のA組合役職員履歴書から、申立人は、昭和50年10月1日から56年11月30日まで、同組合に勤務していたことが確認できる。

また、A組合は、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載した申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、本来、昭和56年12月1日とすべきところを、同年11月1日と誤って記入していたこと、及び申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを認めていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和56年10月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて

ては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って昭和 56 年 11 月 1 日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月25日から54年1月25日まで  
厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和54年1月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年11月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月25日から同年4月1日まで  
厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年3月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年4月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和46年1月8日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和45年8月から同年12月までの標準報酬月額は、7万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から50年1月26日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和45年8月31日)の後の46年1月8日付け受付の届出によって、申立人を含む12人が45年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、他の3人の被保険者資格の喪失日は、当初、A社が適用事業所でなくなった日(昭和45年8月31日)の後の日付け(45年9月26日、同年10月10日及び同年10月30日)で記録されていたところ、その後にA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和45年8月31日)にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和45年8月31日)において、上記の訂正処理前の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和45年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められない

ことから、申立人の資格喪失日は昭和 46 年 1 月 8 日であると認められる。

なお、昭和 45 年 8 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、上記訂正処理前の社会保険事務所の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月 9 日から 50 年 1 月 26 日までの期間については、A 社は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の A 社の代表者及び厚生年金保険の事務を担当していたとするその妻は所在が不明であり、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人の記憶する上司、同僚 10 人のうち、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録がある 3 人は所在が不明であり、他の 7 名は人物を特定することができないため、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から当時の従業員に照会したところ、連絡の取れた二人は、共に昭和 45 年 8 月に退職した旨供述していることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

なお、申立人の国民年金の記録から、申立人は昭和 46 年 10 月ごろに国民年金に加入する手続きを行い、申立期間中に 33 か月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、昭和 46 年 1 月 9 日から 50 年 1 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月 9 日から 50 年 1 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、36年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、出向先のB社からA社へ異動し、A社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の同僚の供述から判断すると、申立人は、同一企業グループのA社及びB社に継続して勤務し(昭和36年3月1日出向先のB社から出向元のA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年4月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保

険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から54年3月まで

私は、公務員を退職後数か月のうちに国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額及び納付方法等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和54年3月8日に申立人の夫と連番で払い出されており、申立人の所持する年金手帳には、資格取得日は54年4月1日と記入されていることが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録と一致していること、資格取得日前の申立期間は未加入期間となっており、保険料を納付することはできない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和52年11月から上記手帳記号番号が払い出された区に居住しており、現在所持する2冊の年金手帳のほかに別の手帳の交付を受けたことは無いと説明しているなど、申立期間当時に当該区及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 6704

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで  
私は、重複して納付した申立期間の国民年金保険料を還付されていない。  
申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する領収書により、申立期間当時居住していた市の金融機関で昭和 55 年 4 月 19 日から 55 年 6 月 24 日の間に 3 回に分けて申立期間の国民年金保険料を納付するとともに、申立期間後に転居した区の出張所においても申立期間の保険料を 56 年 3 月 26 日に重複して納付したことが確認できる。

しかしながら、当該重複納付された保険料については、社会保険事務所（当時）は、57 年 1 月に過誤納処理を行っており、還付整理簿には、申立人の氏名、還付金額、還付事由、還付期間、還付決定年月日及び支払年月日が明確に記載されており、当該還付記録に不合理な点は見当たらないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年8月までの期間、52年4月から54年3月までの期間及び54年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年9月から50年8月まで  
② 昭和52年4月から54年3月まで  
③ 昭和54年7月から61年3月まで

私の国民年金の加入手続は、婚姻した昭和44年に夫の勤務先の会社が行い、国民年金保険料は夫の給料から天引きされていた。私が48年から大学の非常勤講師として働くようになってからは、自分で市役所支所や金融機関等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

夫の勤務先の会社及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書及び給与明細書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額等に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人は、夫の勤務先の会社が国民年金の加入手続を行い、当該期間の大半は会社が保険料を納付してくれたとしているが、会社に申立人の保険料を給与から控除する手続きを行ったとする夫から、当時の状況等を聴取することが困難であるため、当時の具体的な状況が不明である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間直後の昭和50年9月に任意加入することにより払い出されており、任意加入の場合には、制度上、加入時からさかのぼって保険料を納付することができないなど、夫の勤務先の会社及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人の改製原附票から、申立人は、当該

期間前の昭和 52 年 1 月に住所変更登録を行っていることが確認できるが、申立人の特殊台帳には、台帳移管は 54 年 10 月と記載されており、当該期間当時は申立人の国民年金の住所変更手続きが行われておらず、申立人に保険料納付書が届かなかったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間③については、当該期間の大部分は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、被保険者資格の喪失手続きをした覚えはないとしているが、当該手続きは基本的に被保険者からの申出により処理されるものであることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年9月まで  
私の妻は、付加保険料を含めて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の任意加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当初の任意加入手続の時期及び保険料の納付方法、納付場所、納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当初に60歳に到達したため国民年金加入資格を喪失しており、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直後の平成3年10月に国民年金に任意加入した旨記載されているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 6710

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 2 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 2 年 12 月まで  
私の母は、私が 20 歳の時に、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親は国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付時期、納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 9 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年12月まで

私は、会社を退職した昭和43年12月に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、60歳まで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であり、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区において申立期間当初から申立期間中の昭和45年3月まで実施されていた納付方法と相違する。また、申立人が申立期間直後の46年1月から47年3月までの保険料を過年度納付した48年2月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 6712

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から52年9月まで

私は、区役所から未納の国民年金保険料を納めないと国民年金がもらえなくなると教えられて、第3回特例納付により未納だった保険料を2回に分けて納付した。昭和36年4月から41年3月までの期間及び47年7月から48年1月までの期間の保険料は飲食店を経営していた時に納付し、申立期間の保険料は飲食店を廃業した54年12月から再就職した55年5月の間に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を特例納付したとする区役所では特例納付保険料の収納を取り扱っておらず、また、特例納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の保険料額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 49 年 6 月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を集金人に納付してきた。申立期間が未納及び未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所等の加入状況及び保険料の納付方法等の記憶が曖昧であり、申立期間当初に納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違している。また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 49 年 7 月に国民年金加入資格を取得した旨記載されており、オンライン記録では、申立期間のうち、45 年 4 月が、平成 10 年 11 月に、申立人の夫の厚生年金保険記録を基に記録整備されており、未加入から未納に記録訂正されていることから、申立期間は、当時、未加入とされており、制度上、保険料を納付できない期間であったと考えられるとともに、申立人の夫は、当該 45 年 4 月の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 6721

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から47年3月まで

私の母は、私の老後を心配して、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を母の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年4月時点では第1回特例納付が実施されているものの、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの期間及び 41 年 4 月から 44 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 41 年 4 月から 44 年 5 月まで

私の父は、私、両親、姉、弟及び妹の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私は、昭和 44 年に結婚していた姉を除いた家族全員で転居した際、国民年金手帳を紛失してしまったと思い、転居先の区役所で再交付の手続をしたことを記憶している。両親は申立期間の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間②の昭和 44 年 5 月に国民年金加入資格を喪失した旨が記載されており、同年同月の保険料を納付できなかったと考えられる。さらに、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人の妹は、申立期間のうち 20 歳になってから厚生年金保険に加入するまでの保険料が未納となっているなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年 5 月時点では、申立期間①、及び申立期間②の一部は時効により保険料を納付でき

ない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金保険料を納付した。夫の保険料が納付済みであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金保険料を納付したとする時期、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和45年7月に国民年金に加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は55年7月に払い出されていることが払出簿により確認でき、その時点では申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 6727 (事案 1415 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 7 年 3 月まで

私は、会社退職後、国民年金の加入手続を行い、社会保険事務所（当時）から電話で納付勧奨が来るたびに、出張所及び社会保険事務所で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金保険料の納付が遅れると社会保険事務所から電話があり納付していたと説明しているが、社会保険事務所では申立期間の保険料の現年度納付事務を含めそのような電話は行っていないなど、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

申立人から新たな資料、情報の提出等は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 6728 (事案 4274 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年4月までの期間及び51年4月から53年10月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和49年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年4月まで  
② 昭和49年5月から51年3月まで  
③ 昭和51年4月から53年10月まで

私は、申立期間①及び③については、厚生年金保険加入期間であったが国民年金保険料を納付しており、当該期間の国民年金保険料の還付を受けた記憶は無く、還付済みとされていることに納得できない。また、申立期間②については、国民年金保険料を納付していたはずであり、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立期間①及び③については、厚生年金保険加入中にもかかわらず、国民年金保険料を納付していたことが確認できるが、還付整理簿により還付金額、還付決定日、還付整理日等が明確に確認でき、また、申立期間②については、当該期間の国民年金保険料の納付方法等納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月13日付けで年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

申立人から新たな情報の提出等が無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①及び③の国民年金保

険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、申立期間②についても、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 4 月ごろに、自宅に来た区役所の人から、国民年金への加入を熱心に勧められて加入し、さかのぼって国民年金保険料を納付するように言われたので、近くの金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金保険料を納付したとする時期及び納付金額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 42 年 4 月ごろに国民年金に加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳及び払出簿により昭和 43 年 12 月であることが確認でき、その時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であり、申立人には現在所持する国民年金手帳以外の年金手帳の記憶は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成2年3月まで

私は、店が倒産したため、生活保護を受け、国民年金保険料を法定免除されていたが、借金の返済が完了して生活保護を受けるのを止めた。申立期間は生活保護を止めた後であり、免除を申請した記憶はない。申立期間の保険料を納付していたはずであり、納付記録がないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付していたとする保険料額の記憶が曖昧であり、オンライン記録によると、昭和61年7月から平成元年まで、毎年度、申立人の、免除申請に基づき承認処理が行われており、当該記録に不自然な点は無く、当該申請免除期間に保険料納付書は送付されていなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの期間、44年1月から46年3月までの期間、46年10月から47年3月までの期間、48年4月から同年9月までの期間及び49年4月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで  
② 昭和44年1月から46年3月まで  
③ 昭和46年10月から47年3月まで  
④ 昭和48年4月から同年9月まで  
⑤ 昭和49年4月から50年12月まで

私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、夫は申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成4年5月まで

私は、市役所の職員に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付方法、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 東京国民年金 事案 6737

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 6 月まで

私は、昭和 51 年 10 月に就職した会社が厚生年金保険適用事業所ではなく、同社の経理担当者から勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 11 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 6738 (事案 3093 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所か区の集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の当初に、実際に居住し、保険料を納付していたとする区とは別の区に住民登録し、実際に居住していた区に住民登録を戻した時期を憶えていないと説明しており、当時の保険料の納付状況が不明であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間中に住民登録していた区の知人宅に実際に居住していたと説明を変更するとともに、保険料の納付は、当初の説明のとおり、当該住民登録していた区とは別の区で行っていたとしており、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月及び同年9月

私は、平成2年8月に退職し、同年10月に再就職するまでの間、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況の記憶に曖昧な点があるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金の加入手続は、父が経営していた会社の経理担当者が行い、国民年金保険料の納付もその担当者又は他の従業員が毎月の会社の支払と一緒にしてくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が経営していた会社の経理担当者等が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしてくれたとする当該経理担当者等から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和38年9月に申立人の姉と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間は姉も未納であり、申立人と同様同年4月から保険料の納付を開始していること、手帳記号番号払出時点で、36年6月以前は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、当該経理担当者等が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 5 月 6 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、公共職業安定所の紹介により、住み込みで入社し、健康保険証は、入社した昭和 37 年 10 月に受領しており、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社に勤務していたと供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から 13 人の従業員に照会したところ、10 人から回答があり、そのうち 2 人は、「申立人は申立期間に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことがわかる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から当時の資料は得られないことから、申立人の申立期間内についての雇用形態及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、上記、従業員 10 人のうち 3 人は自身の入社年月を記憶しており、オンライン記録による厚生年金保険被保険者の資格取得年月日と同社に入社したとする時期は相違していることが判明し、同社では、必ずしも入社と同時に、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には夫婦で住み込み、昭和 41 年 5 月から 42 年 2 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、複数の同僚及び元役員の証言から、具体的な期間は特定できないが申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の従業員に関する資料が残っていないため、申立人の当該期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の当時の代表者は既に死亡しており、社会保険事務担当者からも、申立人の厚生年金保険の加入状況について明確な回答が得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月から32年2月まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

申立期間当時は、A社が施工したダムの建設現場で、B班車両部に所属し、車両の運転業務に従事した。厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、ダム工事の建設現場において、派遣社員としてA社B班車両部に所属し、車両の運転業務に従事していたと主張している。また、申立期間当時の給与の支給、厚生年金保険料等の控除は、A社B班の責任者及び担当者が行っていたと供述している。

しかし、申立人は、当時、当該現場に派遣した派遣元事業所の名称、所在地、代表者名及び当時の同僚等を記憶していないことから、これらの者から申立期間当時の申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、ダム工事の元請企業であるA社は、「当該工事は昭和29年11月から33年7月まで施工していたが、当時の資料が無いため申立人の雇用の事実、厚生年金保険料の控除及びB班車両部等については不明である。」と回答している。

さらに、当時のA社従業員及びA社B班所属の従業員から、「B班はA社の下請企業である。」との供述が得られたが、B班の正式な会社名及び代表者の氏名・生年月日等が不明であることから、B班についての詳細な状況を確認することはできない。

加えて、上記のA社B班所属の従業員は、「昭和27年8月1日にB班自動車部に入社したが、32年にA社F支店に入社するまでの期間、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 31 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社の代表者の息子によると、「店は40年以上前に閉め、父も同じころに亡くなっているため、当時の資料はなく、申立人の勤務実態や保険料控除については何も分からない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶していた同僚5人のうち住所が判明した3人(うち1人は死亡)に照会文書を送付したところ、1人から回答があったが、その従業員は、A社において、厚生年金保険料の控除があったかは不明と回答している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 12 年から 21 年まで

申立期間は、A社に正規職員として勤務しており、申立期間当時の厚生年金保険料も支払っていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間であったか調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、労働者年金保険法は、昭和 17 年 1 月以降（同年 6 月から保険料の徴収が開始）筋肉労働者の男子工員のみが被保険者の対象とされており、女子労働者が厚生年金保険被保険者の対象となったのは 19 年 6 月以降（同年 10 月より保険料の徴収が開始）からとされているため、申立期間のうち昭和 12 年から 19 年 9 月 30 日までの期間は、申立人は厚生年金保険の加入対象者ではない。

また、申立人が同時期に入所したと記憶している同僚から申立期間当時の状況を聴取することはできない上、上司や他の同僚の連絡先を確認することができず、これらの者から、申立期間当時の申立人の勤務の実態や、A社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月から23年5月まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。当該期間に同社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社は社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同社の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は無い。

また、申立人は、A社の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 11 月 15 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では社長宅に住み込みをしながら働いていたので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員及び同僚の供述から、申立人が申立期間に同社において事務員として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の現在の代表取締役及び経理担当者は、当時の資料は保存していない上、当時の役員についても記憶が無いとしており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について不明であると供述している。

また、A社での厚生年金保険の加入期間に申立人とは異なる未加入期間が認められる同僚2名のうち、回答のあった申立人が記憶している同僚1名は、「申立人は社長宅である寮に住み込みで勤務しており、途中で配達等の雑用から経理へと変わった。申立人と同様に自身も同社で正社員として継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていない期間があり、理由も当該期間の保険料の控除も不明である。」としている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者整理番号の欠番や不自然な訂正の記載は無く、申立人が昭和32年11月1日に厚生年金保険の資格を喪失した際、健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年4月1日まで  
② 昭和40年4月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した申立期間①における船員保険の加入記録及びB社に勤務した申立期間②における厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間①について船員保険の被保険者期間として、申立期間②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に昭和27年4月1日から勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人とB校での同級生であり、A社に同期入社した元同僚は、昭和28年3月に同校を卒業し、同年4月1日に同社に入社したと供述しており、同校の学籍簿を保管するC校への調査からも申立人は昭和27年4月\*日にB校に入学し、28年3月\*日に同校を卒業していることが確認できる。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の状況を知る者は所在不明であるため、申立人の申立期間当時の加入状況について確認することができない。

さらに、A社の本社と思われる事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時に申立人が厚生年金保険の被保険者として資格を取得した記録は確認できない。

加えて、A社の船員保険被保険者名簿では、昭和28年4月1日に申立人が

同社において船員保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほかは、申立期間及び当該期間以前に同社において船員保険の被保険者資格を取得した記録は認められず、同名簿には船員保険被保険者整理番号の欠番等特段の不自然な記載は見当たらない。

申立期間②について、B社の複数の元従業員の供述から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年10月1日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の元従業員は、「自分は、昭和38年に入社したが、会社が厚生年金保険に加入していなかったため、約2年間自分で国民年金及び国民健康保険に加入しようと思っていた。当期間の給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立期間当時のB社の給与事務担当者は、「昭和42年に同社の2階が火災により焼けてしまったため、源泉徴収票を確認することはできないが、当時の資料では40年10月から厚生年金保険に加入となっているため、申立期間当時に申立人に支給された給与からは、厚生年金保険料を控除していないと思う。」と回答している。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る船員保険及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案6589

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から35年5月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。参考として当時の写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった写真及びA社における複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年5月1日であり、申立期間のうち同年4月30日以前の期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料は保管しておらず、経理担当者であった当時の事業主の妻は高齢のため供述を得ることができないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認できないと回答している。

さらに、当該複数の同僚のうちの一人は、「A社では、社会保険の加入は強制ではなく、自分は、同社の経理担当者から社会保険の加入を勧められて加入した。」と供述しているところ、申立人は、「同社の経理担当者から社会保険の加入を勧められたり、説明を受けたりした記憶は無い。」と供述している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 東京厚生年金 事案6590

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年5月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。当時の事業主及び従業員の名前を記憶している。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないと回答している。

また、A社の当時の代表者は既に死亡しており、申立人が氏名を記憶していた二人の同僚のうち、連絡がとれた一人の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、同社における厚生年金保険加入の取扱いについても分からないと供述している。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から23年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた申立人の履歴書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないが、厚生年金保険の新規適用事業所となる前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられないと回答している。

さらに、当該被保険者名簿から複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は、「自分は昭和22年9月にA社に入社したが、厚生年金保険は23年2月1日から加入となっている。」、「同社が新規適用事業所となる前なら厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月31日から同年2月1日まで  
② 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A会(現在は、B会)に勤務していた期間のうちの申立期間①及びC社に勤務していた期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。A会には昭和48年1月31日まで、B社には同年3月31日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人のA会に係る雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は昭和48年1月30日となっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員が申立人のことを記憶していたが、申立人の退職日や厚生年金保険料の控除については分からないと回答している。

さらに、B会は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料は既に破棄しているため、申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については不明であると回答している。

申立期間②については、C社より提出のあった異動発令通知及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和48年3月30日に同社を退職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、C社は、月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者から、当月分の厚生年金保険料を給与から控除することは無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月27日から39年1月4日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について、当該事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和38年10月27日から同年11月21日までの期間については、オンライン記録から、申立人は、C社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

このことについて、申立人は、「A社に勤務する前はC社に勤務していた。」と供述していることから、当該期間について、A社において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

申立期間のうち昭和38年11月21日から39年1月4日までの期間については、当時のA社の役員及び従業員の供述から、入社日は特定できないが、申立人は、当該期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、二人の従業員は、「同社には3か月から6か月程度の試用期間があり、自分も入社日から数か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

また、B社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

さらに、当時のA社の社会保険事務担当者は既に死亡しているため、同社に

おける厚生年金保険加入の取扱いについて聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 10 年 3 月 31 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた申立人の退職願及び事業主の回答書並びに申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、同社に平成 10 年 3 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

しかし、A社の事業主は、社会保険料の負担を軽くするために、退職者とは退職時期を相談していると供述しており、平成 9 年 9 月 20 日に退職した経理担当者は、自身は辞める前に会社と相談の上、社会保険料の負担が軽くなるように退職日を調整して辞めたと供述している。

また、A社の事業主及び経理担当者は、同社における厚生年金保険料の控除は翌月控除方式であり、申立人に係る平成 10 年 3 月分の保険料は控除していないと供述しているところ、申立人が提出した 10 年 3 月分(同年 2 月 21 日から同年 3 月 20 日まで)の給与支払明細書では、厚生年金保険料が控除されているものの、同年 3 月 21 日から同月 31 日までの給与支払明細書では、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 10 年 10 月 27 日まで  
代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 10 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、元年 10 月から 2 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 7 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 10 年 9 月までは 59 万円と記録されていたものが、同年 10 月 29 日付けで、いずれも 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社では社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）から呼出しを受け、自ら社会保険事務所へ行き、社会保険関係書類に押印をしたとしている。

また、A社の役員の一部及び経理担当者並びに同社から記帳代行を委託されていた会計事務所の代表者は、厚生年金保険に関する届出事務については、申立人がすべて権限を有していた旨供述している。

さらに、社会保険事務所の保管する資料において、申立人が複数回にわたり滞納保険料の納付の方法について社会保険事務所と協議を行った旨の記載が確認でき、これらの状況から、申立人は、同社の代表取締役として、自らの申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 14 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の従業員の供述から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社は、昭和 40 年 5 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、昭和 39 年 11 月にA社に入社し、同社が適用事業所で無くなった当時の事業主は、「私が入社したころは、経営に余裕が無かったため、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、適用事業所となる前に従業員の給与から保険料を控除することはなかった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和 40 年 5 月 14 日に、被保険者資格を取得した従業員に照会したところ、連絡の取れた7名のうち、3名は、適用事業所となる前に給与から保険料が控除された記憶は無いと回答している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 20 日から 46 年 3 月 16 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 45 年 3 月に専門学校を卒業した後に勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述から、勤務期間は特定できないが、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の代表者は、「申立期間当時、専門学校を卒業して入社する従業員については、1年間の見習期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入させず、給与からの保険料控除もなかったと思う。」と供述しており、このことは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員が、「申立人と同時期に同社に採用され、1年後に厚生年金保険に加入した。」と供述していることからもうかがえる。

また、上記従業員のうち一人は、「厚生年金保険に加入するまでの期間については、保険料の控除はなかった。」と供述しており、加えて、当該従業員については、申立人と同様に厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日が昭和 46 年 3 月 16 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 41 年 12 月まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA事業所が発行した身分証明書、同事業所の同僚及び複数の従業員の供述から、勤務期間までは特定できないが、申立人は同事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所の現在の総務担当者は、申立期間当時の資料を保存していないので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないとしているものの、当該担当者及び上記同僚及び従業員は、「厚生年金保険に全員加入することとなったのは、昭和 44 年 10 月 1 日からであり、それより前は加入の申出を行った者のみ加入していた。」と供述している。

また、申立人とほぼ同時期にA事業所に勤務し、申立人が、同様の業務に従事していたことを記憶している同僚の厚生年金保険の加入記録も無いことから、同事業所は、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 25 日から同年 3 月 1 日まで  
年金特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。所持している厚生年金基金加入員証には、資格取得日が平成 14 年 9 月 4 日、資格喪失日が 16 年 3 月 1 日と記載されているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持している平成 16 年分給与所得の源泉徴収票及びB企業年金基金の加入記録並びにA社から提出のあった日次勤務表、退職証明書、厚生年金保険の資格喪失確認通知書及び厚生年金基金の加入員資格喪失届から、申立人は、16 年 2 月 24 日に同社を離職していることが確認できる。

また、申立人の預金通帳の写しにより、平成 16 年 3 月 22 日に最後の給与振込があり、その金額は、A社の給与台帳と同額であることが確認できるものの、当該台帳により、同年 3 月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に照会したところ、C県D市のA社B製作所に在籍した期間の厚生年金保険加入記録が、昭和19年10月から21年4月1日である旨の回答があった。しかし、15年12月に陸軍に召集されて以降、21年9月30日まで同社に在籍をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出があった在職証明書及び人事記録から、申立人の同社における在籍期間は昭和15年9月28日から21年9月30日であるものの、同年4月15日から同年9月30日までは休職扱いであることが確認できる。

また、申立人は「昭和15年12月に陸軍から召集され、20年12月に復員後は事業所に復職すること無く、父親の会社に就職しており、申立期間中は事業主から給与の支給は無かった」と供述している。

一方、昭和19年10月3日付け年保発第38号の通ちょうでは、「休職中給料を全然支給しない場合で、名義は休職であっても、実質は使用関係が全くないと認められる場合には、被保険者の資格を喪失させること」とあること、また、申立人の上記供述及び事業所の人事記録等から、事業主は当該通ちょうに従い申立人を21年4月15日より休職扱いとし、厚生年金保険被保険者資格を喪失させたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 6637

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 1 日から 47 年 3 月 16 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より大幅に減額されていることが判明した。同社には、取締役待遇の営業社員として勤務していたので、再調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録によると、厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和44年12月から45年2月までは6万4,000円、同年3月から同年9月までは8万6,000円、同年10月から46年9月までは9万2,000円、同年10月から47年2月までは8万6,000円となっているが、申立人は、当時の平均給与は60万円程度であったことは間違いないので、当該期間の記録は納得がいけないと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、当時の代表者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないと回答している。

また、申立人が一緒にA社に入社したとして記憶している同僚のうち、申立人と同じ営業職とされる2人は、オンライン記録により、申立人と同日の昭和44年12月1日(同社が厚生年金保険の適用事業所となった日)にA社で被保険者資格を取得しており、申立期間当時の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であったことが確認できる。

さらに、B社の現在の代表者は、「申立期間当時、自分も印刷会社に勤務していたが、給料は2万5,000円程度であった。当時の給料が何十万円ということは考えられない。」旨、また、申立期間当時のA社の従業員は、「申立人は営業担当で、当時の給料は6万円ぐらいだった。営業担当で何十万円もの給料を

もらう社員はいなかった。」旨それぞれ供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年5月1日まで  
年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に昭和25年4月1日に入社しているのに、厚生年金保険の資格取得年月日が同年5月1日となっていることが判明した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社グループのC社から提出された退職証明書及び同僚の供述により、申立人が昭和25年4月1日にA社に入社し、継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、当時の厚生年金保険への加入に関する資料が保存されていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、申立人が同期入社であるとして氏名を挙げた同僚二人は、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録によれば、申立人同様、昭和25年5月1日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している。そして、そのうちの一人は、「入社1か月後の5月に厚生年金保険に加入し、保険料は5月分から控除された。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人同様、昭和25年5月1日に被保険者資格を取得した従業員64人（ただし、上記同僚2人を除く）のうち、連絡先が判明した26人に照会したところ、21人から回答があり、いずれも自身の入社日は同年4月1日であるとしている。そして、そのうちの1人は、「昭和25年4月1日に多数の社員が入社したので、同年5月1日に一括してまとめて厚生年金保険への加入の手続を行ったのではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で



きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に解散しており、当時の代表者は死亡していることから、同社及び代表者から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人はA社における同僚一人の氏名を記憶していたが、連絡先が不明なため、当該同僚から申立人の勤務実態等について確認ができず、当該同僚の同社における厚生年金保険の加入記録も確認ができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員 17 名に照会したところ、10 名から回答を得たが、申立人の勤務実態等を記憶している者はいなかった。

加えて、申立期間当時、A社で社会保険業務を担当していた者は、「当社では、従業員は給与の手取りが少なくなることを嫌がり社会保険に加入しない人が圧倒的に多かった。加入しなかった人からは保険料は控除しなかった。」と供述しており、上記従業員の一人も「希望者のみ厚生年金保険に加入した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年ごろから29年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いという回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における従業員の供述及び申立人の勤務内容の供述から、申立人は、時期は明らかでないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は既に解散し、当時の代表者も死亡しており、申立人が記憶する上司及び同僚も死亡や連絡先不明のため、同社及びこれらの者から同社における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる複数の従業員に、同社へ入社したとする時期を照会し、当該被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、3人の従業員に係る入社から資格取得日までの期間が1年から3年6か月であることが確認できる。

さらに、従業員の一人は、「社長の一存で長期間の勤務の見込みがありそうな者を正社員とし、厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、A社の従業員すべてが厚生年金保険に加入していたわけではないと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認で

きる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 12 日から 44 年 12 月 31 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 44 年 12 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは昭和39年8月1日から同年11月1日までの期間であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したが、申立期間に係る保険料控除について記憶している者がいないため、申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人は保険料控除を確認できる給与明細書等を所持しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 10 月 26 日から 52 年 8 月 31 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②も同社に勤務し厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、A社における雇用保険の加入記録及び複数の従業員の回答により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは、昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 10 月 26 日までであり、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「事務員と会計事務所に社会保険事務を任せていたため、社会保険料の控除については不明である。」と回答しているため、元事業主から申立人の申立期間①に係る保険料控除について確認できない。

さらに、被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 50 年 8 月 1 日に厚生年金保険に加入したことが確認できる複数の元従業員は、「同社が厚生年金保険加入前に保険料が控除されていたかどうか不明である。」と回答しているため、元従業員から申立期間①の保険料控除について確認できない。

加えて、申立期間①に勤務していたと供述している元従業員は、オンライン記録により、昭和 49 年 4 月から 50 年 7 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、A社における複数の従業員の回答により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは、昭和50年8月1日から51年10月26日までであり、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「事務員と会計事務所に社会保険事務を任せていたため、社会保険料の控除については不明である。」と回答しているため、元事業主から申立人の申立期間②に係る保険料控除について確認できない。

さらに、被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和51年10月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる元従業員は、「厚生年金保険の適用事業所でなくなってからの保険料控除については分からない。」と回答しているため、元従業員から申立期間②の保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 26 年 8 月 1 日から勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社から提出された昭和 29 年 1 月 1 日施行の就業規則によると、「3 か月以内の試用期間をおくことがある。」と規定されており、同社の元従業員は、「それ以前も同様の試用期間を定めていた可能性がある。」と回答している。

さらに、A社の複数の元従業員は、「同社では試用期間があり、試用期間中は社会保険に加入せず、社会保険料が控除されていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 12 月から 31 年 12 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 23 年 12 月から勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 31 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 23 年 12 月から 31 年 3 月 1 日までは適用事業所でないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 31 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の元従業員は、「同年 3 月から厚生年金保険料が控除された。」と回答している。

さらに、A社は、既に廃業しており、申立期間当時の事業主及び副事業主の連絡先が確認できないため、同社及び当時の事業主から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年ごろから 56 年ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、現場監督として勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に現場監督として勤務していた旨申し立てているが、同社の代表者は、「申立人が同社に在籍していた記憶は無い。当時の従業員は 10 名くらいであることから、2年間も在籍していれば覚えていないわけがない。また、同社では、申立期間当時、手取り収入を多くするため、厚生年金保険の加入を希望しなかった従業員については厚生年金保険に加入させておらず、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」と回答している。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた4名のうち3名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述しており、このうち1名は、「2年間勤務していれば記憶に無いはずがない。当時はアルバイトを多数採用しており、申立人はアルバイトではないか。」と供述している。また、他の1名は、「申立人が昭和 55 年ごろ 1 年位の短期間で勤務していたことを記憶しているものの、申立人の雇用形態等については記憶に無い。」と供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 ごろ から 9 年 3 月 ごろ まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた平成 8 年 4 月 ごろ から 9 年 3 月 ごろ までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。当該期間に同社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の回答では、「保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認書では、申立期間当時における申立人の記録は無い。また、申立期間当時は厚生年金保険に加入しない者もあり、申立人の場合も厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」としている。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶していないこと等から供述が得られず、これらの者から申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係るオンライン記録から、申立期間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況を確認したところ、申立人は、平成 6 年 4 月 から申立期間を含み、申請による全額免除申請を行っていること、及び申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 25 日から同年 3 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社の派遣社員として、B社（現在は、C社）に、平成 17 年 12 月 2 日から 18 年 2 月 28 日までの契約で派遣されたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社の回答では、「同社が保管している出勤簿から、申立人の勤務期間は平成 18 年 2 月 24 日までとなっており、申立期間には勤務していない。」としている。

また、A社から提出された賃金台帳から、申立人に係る 2 月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないことから供述が得られず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録は、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における加入記録は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 26 日から 54 年 1 月 10 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も勤務をしていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社における当時の代表者の回答では、「申立期間当時、申立人は勤務時間が不規則で社会保険に加入しないパートとして雇用していた。なお、同社で勤務を開始した当初は申立人を厚生年金保険に加入させたが、事情により途中で社会保険の加入をやめさせた。昭和 54 年 1 月からは税理士からの勧めがあり、ほかの事務職を含めて社会保険に加入させた。」としている。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚1名は、「申立人と自分は同じ事務職で勤務していたと記憶しているものの、申立人の申立期間当時における勤務形態の変更や厚生年金保険の加入状況等については分からない。また、同社における厚生年金保険の加入状況は勤務期間のすべてにおいて加入していたわけではなかった。」と供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた2名は、「申立人は申立期間当時、同社において事務職として勤務していたと記憶しているが、申立人の雇用形態の変更や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立人は申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認でき、また、申立人に係る雇用保険の加入記録は、社会保険事務所の厚生

年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から35年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和31年11月に入社して以来、A社には3年半以上勤務しており、在職中には、郷里の中学校の卒業生を同社に入社させているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てているところ、同社の現在の代表者は、「申立期間当時の代表者は既に亡くなっており、当時の人事記録等も残っていないので、申立人の勤務実態や保険料控除の有無は確認できない。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できた複数の同僚は、「同社では、本人が希望した場合には、厚生年金保険から脱退させることができたと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、昭和32年か33年ごろに、郷里の親戚の教師を介して2名の中学校の卒業生をA社に入社させたと申し立てているが、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、当該2名が厚生年金保険被保険者であったことは確認できず、同社の現在の代表者も当該2名のことは分からないと供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、上述の教師とも連絡を取ることができず、申立人の郷里周辺の公

立中学校の学籍簿を調査しても当該2名の名前は確認できない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から30年4月11日まで  
平成21年に社会保険事務所(当時)に年金記録の期間照会をしたところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。  
しかし、私は脱退手当金をもらってはいないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年6月20日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給した旨が記録されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月25日から38年10月21日まで  
平成2年1月ごろ、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立期間に係る事業所を退職する際に、脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後9ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年10月21日の前後1年以内に資格喪失した20名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、19名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち18名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年1月23日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、38年11月21日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

えない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年7月1日まで  
② 昭和31年10月8日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社(現在は、C社)に勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を基に、申立期間に被保険者であった複数の従業員及び申立人から名前を挙げられた同僚に入社日を照会したところ、その被保険者資格取得日は、ほぼ全員が入社日より2か月から3か月経過後であったことが確認できる。

また、A社の複数の従業員は、「入社後に見習期間があり、見習期間中は厚生年金保険被保険者となっていないので、給与から厚生年金保険料を控除されることはなく、見習期間が経過した後に厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

さらに、A社は平成9年3月1日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、申立期間当時の資料は保存しておらず、また、当時の状況を知る者もないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除額等を確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出されたC社発行の在籍証明書、C社から提出された社員カード及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社に保管されている社員カードの人事記録を基に、申立期

間当時におけるB社従業員の厚生年金保険の被保険者資格の取得日と入社日の状況を見ると、ほぼ全員が、入社日後の翌月の1日にまとめて厚生年金保険に加入させていることが確認できる。

また、B社の申立期間当時の総務担当者は、「入社後の直近の1日（翌月1日）を厚生年金保険の被保険者資格取得日として手続をしていた。また、10月8日入社の場合は、厚生年金保険被保険者資格取得日を11月1日とするので、10月分の厚生年金保険料は給与から控除しない。」と供述している。

さらに、C社は、「社員カード以外の資料は保存されておらず、当時を知る者もないため、当時の厚生年金保険の被保険者資格の得喪や社会保険料控除等については分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで

A社で代表取締役として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 10 月から 9 年 2 月までは 59 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 9 年 3 月 31 日の後の同年 4 月 8 日に、当該標準報酬月額の記録は、さかのぼって 13 万 4,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 9 年 4 月 8 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「A社における経理及び社会保険事務は自分が行っており、同社の代表者印も設立当初から自分が管理していた。」と供述している。

さらに、申立人は、「平成 9 年の初めごろから社会保険料の滞納が始まっており、厚生年金保険の脱退手続のため社会保険事務所(当時)に相談したところ、標準報酬月額の減額訂正の説明を受けたことは不明だが、職員が用意した書類に中身を認識しないまま代表者印を押した覚えがある。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与していたものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 5 年 1 月 31 日まで

A社に代表取締役として勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。申立期間当時の標準報酬月額は 53 万円であり、保険料は控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 3 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までは、申立人が主張する 53 万円、同年 8 月 1 日から 5 年 1 月 31 日までは 30 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 1 月 31 日）の後の同年 4 月 2 日付けで、さかのぼっていずれも 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時同社の代表取締役であることが確認でき、申立人は、「社会保険事務所（当時）との交渉は自分が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人は、「社会保険事務所の呼出しで同事務所へ行き、職員が説明もせず、報酬月額変更届に代表印を押捺した。」と供述し、自らの同意を否定しているものの、申立人は申立期間当時にA社において厚生年金保険料の滞納が 300 万円から 400 万円あったことを認めているところ、平成 5 年 5 月期の決算書では、社会保険事務所に対する未払費用は百数十万円と計上されていると供述している。この未払費用の計上額は、社会保険事務所が平成 13 年 2 月 26 日付け厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書で決議している金額にほぼ相当することから、申立人が、自身の標準報酬月額を減額訂正することに関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、

自らの標準報酬月額の記事訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記事の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月15日から29年3月1日まで  
船員保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事業主が所有するB丸に乗船した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同船には昭和27年7月15日から継続して乗船し、申立期間中、船員保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳において、「第五B丸に昭和27年7月15日雇入、同年12月12日に雇止、B丸に同年12月12日雇入、30年1月18日に雇止」と記録されていることから判断すると、申立人は、申立期間について、第五B丸及びB丸に乗船していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時、B丸には二人で乗船していたが、同僚の氏名は覚えていない」旨供述しており、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において一緒に乗船していた同僚を確認することができない。

また、申立人が乗船したとするB丸の船舶所有者は、「申立期間において申立人の船員保険の被保険者資格の取得手続を行ったか否か、保険料を納付したか否かは、当時の記録が無く不明である」旨供述していることから、同船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において船員保険被保険者として保険料が控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月ごろから31年10月ごろまで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の「申立人はボーイとして勤務していたが、申立人の勤務期間は覚えていない」との供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは昭和29年12月1日以降であり、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、雇用保険の加入記録によると、申立人が同社を退職した直後に勤務したとするB社における申立人の資格取得日は30年9月30日、離職日は平成3年3月31日であることが確認できる。

また、A社の当時の代表者は所在不明であり、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

さらに、A社の複数の元従業員、申立人が記憶している同様の業務内容で勤務していた複数の同僚及び複数の上司のいずれも、同社の健康保険厚生年金保険被

保険者名簿において、氏名を確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 12 日から 57 年 5 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与と大きく異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書により、給与支給総額が 15 万円から 20 万円までの間で推移していたことが確認できる。

しかし、給与明細書における厚生年金保険料控除額は、昭和 54 年 1 月分から 55 年 12 月分までは、3,577 円(ただし、同年 54 年 5 月及び同年 7 月はいずれも 2,577 円)、56 年 1 月分から 3 月分までは、4,361 円であり、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致しているか、又は当該保険料より低額であることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 10 月から 53 年 12 月までの期間及び 56 年 4 月から 57 年 5 月までの期間については、申立人は給与明細書等厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、同社の代表者は既に死亡していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除額が確認できない。

また、申立人がA社に係る社会保険事務の処理を行っていたとする税理士事務所は、特定することができないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額が確認できない。

さらに、申立期間においてA社に勤務していた従業員に照会したところ、連絡の取れた4人全員が、記録されている標準報酬月額が実際の給与と相違するかどうか記憶が無い旨供述している。

加えて、被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されたことをうかがわせる不自然な点も認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。平成 14 年 4 月 1 日に厚生年金保険の加入年齢が 70 歳に引き上げられた時、同社に勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同僚の供述から、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、同社の保管する賃金台帳を確認した上で、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

また、A社の当時の経理担当者は、申立期間当時、申立人は正社員ではなく、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる旨供述している。

さらに、申立期間にA社に勤務していた従業員3人は、申立人の厚生年金保険料の控除について不明である旨供述していることから、申立人の申立期間における保険料控除の事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 47 年 1 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 43 年 8 月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保有しておらず、不明である旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、申立人が記憶している同僚4人については、1人は所在不明であり、1人は既に死亡しており、1人は、申立期間中にA社に入社したが、入社時に申立人が同社に勤務していたかどうかは不明である旨供述しており、他の1人は、申立期間後に同社に入社した旨供述していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、申立期間にA社に勤務していた従業員のうち、連絡の取れた3人全員が、申立人のことを記憶していない旨供述しており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

なお、雇用保険の記録では、申立人の被保険者期間は、昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 12 月 31 日までの期間となっており、申立期間が含まれていない。

また、上記同僚及び従業員のうち、入社日を確認できた4人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社日から約6か月後ないし約2年後となっていることから、同社では、申立期間当時、従業員を厚生年金保険に加入させたとしても、入社してから相当期間経過後であったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 21 日から同年 12 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 8 年 11 月末日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てている。しかし、A社の保管する申立人の平成 8 年 10 月 18 日付け退職願により、申立人の退職日は「平成 8 年 11 月 20 日」と記載されていることが確認でき、同社の申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失確認通知書(副)からも、上記退職日に符合した資格喪失年月日(平成 8 年 11 月 21 日)が記録されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録から、A社における申立人の離職日は平成 8 年 11 月 20 日であることが確認でき、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合している。

さらに、申立期間にA社に勤務していた複数の従業員に対して、申立人の申立期間の勤務及び保険料控除等について照会を行ったが、これを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった（A社の従業員は同一グループ会社であるC社において厚生年金保険に加入）。申立期間もA社B支店に勤務し、保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたと申立てている。

しかし、健康保険の記録では、申立人の資格取得日が昭和 55 年 12 月 1 日となっており、雇用保険の記録では、申立人の加入期間は昭和 55 年 12 月 1 日から 56 年 4 月 23 日となっている上、A社は既に解散し、当時のA社の代表者等の所在は不明であることから、申立人の申立期間における勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚一人は、申立人がA社B支店に勤務していたことを記憶しているが、申立期間における勤務については不明である旨供述していること、及び申立期間に申立人と同じA社B支店に勤務していたことが確認できた他の従業員一人は、申立人のことを記憶していない旨供述していることから、申立人の申立期間における勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、上記同僚及び上記従業員は、期間は不明だが、厚生年金保険の加入記録がある以前からA社B支店に入社していた旨供述している上、C社において厚生年金保険に加入している他の複数の従業員は、入社後試用期間があり、入社1か月から3か月後に厚生年金保険に加入した旨供述していることから、申立期間当時、同社では、採用した従業員を直ちに厚生年金保険に加入させな

い取扱いであったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。A 社には、高等学校を卒業後の昭和 36 年 4 月 1 日に入社し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社作成（昭和 36 年 10 月 9 日）の「勤務履歴」と題する書面により、申立期間において申立人が A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社が提出した申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を社会保険事務所の記録どおり昭和 36 年 6 月 1 日付けで届け出たことが確認でき、同社が提出した給料手当支払表から、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A 社が保管している資料（申立期間当時に作成されたメモ書き）等から、申立人を含む 3 人が昭和 36 年 4 月 1 日に、他の二人が同年 4 月 10 日に A 社に入社したことがうかがえるところ、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、これら 5 人の資格取得日は、一人が同年 5 月 1 日、他の 4 人が同年 6 月 1 日となっていることが確認できる。このことについて、B 社の総務部長は、申立期間当時における従業員の試用期間の有無については不明である旨供述しているものの、申立期間当時において、A 社では、採用した従業員について、一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。